

案件名称	霧島児童館外1館
------	----------

No.	質問項目	質問内容	回答
1	館長の複数館兼任について	館長は複数館を兼任していいか。	館長は、施設の運営全体を統括し、職員を監督、そして管理運営上問題等が生じた場合の対応、加えて地域や関係機関との連携を図るという重要な役割を担いますので、館長の複数館兼任は、原則、認められません。
2	提出書類について	複数の案件の指定管理者に応募したいと考えており、複数の所管課への書類提出を要する場合、登記事項証明書などの原本の提出を、1部のみ(A課には原本、B課にはコピーでの提出)でもかまわないか。	複数の案件に応募する場合に、市に提出する登記事項証明書等の原本は、いずれかの案件に1部だけの提出でも可能です。 そのような対応を行う場合は、それぞれの所管課に書類を提出する際にその旨の説明をお願いします。